第49回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成25年4月25日 (木) 午後3時21分

場所 遠野市役所とぴあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 江川 幸男	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊 池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 菊池 一勇
21 古屋敷 德夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 森川 亦	25 白金 英子
26 細川幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊 池 孝	30 濱田 平八郎
31 北湯口 進			,	

欠席届出 7番 白岩正義委員、20番 菊池一勇委員

遅刻者 なし

早退者 なし

事 務 局 佐々木敦緒事務局長、菊池徳明事務局次長兼農地係長、小倉匠農業振興係長、佐藤主任

関係機関 なし

議事日程

- 1 開 会
- 2 農業委員会憲章朗唱
- 3 事務事業経過報告
- 4 議事日程
 - 日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名
 - 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可 否決定について
 - 日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決 定について
 - 日程第4 議案第3号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について
 - 日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - 日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - 日程第7 議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
 - 日程第8 議案第7号 平成24年度遠野市農業委員会業務報告書について
- 6 その他
- 7 閉 会

議 長 (午後3時21分)

それでは、平成25年度第1回目、第49回総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。お忙しい中、こうして皆様方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。研修があり長時間になりました、総会をスムーズに進行したいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

このところ毎日、新聞等で騒いでおりますTPPに関してはご承知の通りでございます。 残念ながら、我々は系統組織をあげて常に反対して参りましたが、参加の見通しが色濃 くなってきておりました。重要品目については見込みがないということで、農産物の関 税は撤廃ということになるのでは、という状況であります。

先ほど佐々木局長からもお話がありましたが、日本の農業再生を継続するために、様々な制度等が出て参ります。農水省では、農業の分野において新しい制度や改革が始まると新聞にも出ておりましたことは、皆さんご承知の通りです。ですから、我々としては、いつもお話しさせていただいておりますが、今やっている農業にしっかりと取り組んでいくということが第一だと思います。私としましては、細部まではまだ確認しておりませんが、5月30日に、県選出の国会議員と意見交換会がございます。年2回、必ず出席しておりますが、その場では特に、こうした総会の場での皆さんの発言やお考えを、遠慮なく話してきております。そのことがどのような形になるかまではお話できませんが、いずれ、我々の思っていることは遠慮せずにお話してきておりますので、どうぞそのつもりでお願いいたします。

お話したいことはまだたくさんありますが、さきほど申し上げた通り時間も30分ほどおしておりますので、すぐ総会に入り、時間をあまりかけず、スムーズに進めたいと思います。

今後の総会におきまして一つお願いがあります。現地確認報告ですが、質問に対する回答は、直接、現地を見たご本人が答弁するという形をとって参りたいと思っております。つまり、確認には色々なマニュアルがございますが、それを重視した確認をしていただいて、我々の意識をもう少し向上させたいと考えております。数字的なことや効率的なことで、まだ少し把握していないといった場合には、当然、事務局からの答弁は許します。そのようにしてレベルアップを図っていきたいと考えておりますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 これより第49回遠野市農業委員会総会を開会いたします。本日の議案は7件です。慎重にご審議願います。

【開会】

議 長 本日の出席委員は、31名中29名出席であります。遠野市農業委員会会議規則第11条の 規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

欠席の届出は、7番白岩正義委員、20番菊池一勇委員であります。

【農業委員会憲章朗唱】

議 長 議事日程に入るに先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。 先唱を、13番綱木秀治委員にお願いいたします。

(「遠野市農業委員会憲章」 朗唱により記載省略)

【事務事業経過報告】

議 長 次に、事務事業経過報告を、事務局長をして報告いたします。

事務局長 はい、議長。遠野市農業委員会の事務事業経過について、報告いたします。 (以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)

【議事日程】

議

これより本日の議事日程に入ります。

【日程第1】

議

日程第1、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。

議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、議事録署名人に、14番菊池正明委員、15番新田佐悦委員、会議書記 に、事務局小倉匠君を指名いたします。

次に、議事参与の制限についてです。議案に関係する委員は発言をご遠慮願います。

次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に求めます。

農地係長

はい、それでは議案総括表の説明をいたします。

(以下「第49回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略) 以上です。

【日程第2】

議長

日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に 対する可否決定についてを議題といたします。

なお、農業者年金受給に伴う使用貸借権の設定等については、現地確認の説明を省略 いたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

はい、議案第1号について説明いたします。

1番。

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●町15筆、36,504㎡。

農業者年金受給による、使用貸借の新規設定です。貸人は、農業者年金の受給者であり、農業者年金受給の際、●●に嫁いだ娘に貸付していたものを解約し、子である借人がUターンしてきたため、改めて貸付けるものです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。以上です。よろしくお願いします。

議 長

事務局からの説明がありました。これより質疑に入ります。

質問のある方は発言願います。なお、発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第3】

議長

日程第3、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

はい、それでは議案第2号についてご説明いたします。

1番。

受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。

●●町1筆、731㎡。売買です。

2番。

受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。

●●町2筆、9,805㎡。売買です。

3番。

受人。●●町、●●●●。渡人。●●県●●市、●●●●。

●●町1筆、3,110㎡。売買です。

4番。

受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。

●●町1筆、1,163㎡。売買です。

5番。

受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。

●●町9筆、18,025㎡。生前一括贈与です。

1番は、渡人は、耕作不便のため売り渡すものでございます。

2番は、渡人は、農業を廃止するため売り渡すものでございます。

3番につきましては、渡人は、労力不足のため要請し、売り渡すものでございます。

4番につきましては、受人は、■■■■■■■■■■■であり、平成●年に同所の住宅等を購入しております。取得した農地では、野菜等を作付する営農計画が提出されております。

5番につきましては、後継者である受人に農業経営を移譲するため、農地の生前一括 贈与するものでございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。 $\bullet \bullet$ 町から、 $\bullet \bullet$ 町、 $\bullet \bullet$ 町と参ります。 $\bullet \bullet$ 町、お願いします。

21番委員

はい、21番古屋敷です。

15日、地区農業委員3名、事務局1名で、現地を確認して参りました。この場所は、受人の●●さんの住宅の小屋、軒下になります。西側と南側については、軒下まで渡人の農地が入り込んで来ております。北側に●●さんの畑があって、東側には赤線があります。そういった状況で、渡人は今まで、300mほど離れて耕作していたわけで遠くまで行くのはのは大変だということで、前から声はかけられておりました。このようなことから、今回の売買に至ったようです。現地確認の基準に基づき、照らし合わせて照査しました結果、何も問題はないと判断いたしました。以上であります。

議 長

続いて●●町、お願いします。

14番委員

はい、14番です。2番の案件です。現地委員3人と事務局1名とで現地確認を行いました。受人の●●さんは新規就農ということです。会社役員でもあり、今まで農地は持っておりませんでした。しかしながら畜産業を営んでおりまして、馬と和牛を所有しております。そういったことからの、今回の新規就農です。機械についても、大型の機械を所有しており、計画では、採草地を全部、牧草を採るための採草地にするということです。この草地にあっては、農業振興地域の中で一部が林に隣接しております。採草地として問題がないことを現地で確認して参りました。以上です。

議

長 それでは次に、●●町お願いします。

16番委員

はい、16番佐々木です。地元農業委員4名と事務局職員1名の5名で、現地確認いたしました。現地は、283号線から旧道を入って行った●●●●です。先ほど事務局からの

説明がありました通り、この●●さんは平成●年に自宅を取得しまして、畑がすぐ自宅前ということで、今回、買い受けることになりました。特別、まわりには何も支障がないことを確認いたしました。以上です。

議 長

はい、ご苦労様でした。現地確認結果について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問のある方は発言願います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第4】

議 長

日程第4、議案第3号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について を議題といたします。

なお、説明は再設定の案件の説明を省略し、新規設定のみを説明いたします。事務局の説明を求めます。

農業振興係

長

議案第3号について説明いたします。

今月は32件ございます。新規のみ説明させていただきます。めくっていただきまして、7ページ。

9番。

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町4筆、6,138㎡。賃貸借です。

10番

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町1筆、466㎡。賃貸借です。

次のページ、8ページです。

17番。

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町2筆、4,396㎡。賃貸借です。

めくっていただきまして、9ページ。

18番。

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町6筆、5,441㎡。賃貸借です。

20番

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町2筆、9,223㎡。賃貸借です。

21番。

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町4筆、9,125㎡。賃貸借です。

次のページ、10ページです。

25番。

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町1筆、1,064㎡。使用貸借です。

26番。

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町1筆、2,463㎡。賃貸借です。

28番。

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町2筆、4,313㎡。賃貸借です。

29番。

借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。

●●町17筆、13,619㎡。賃貸借です。

以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は発言願います。

発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第5】

議 長 日程第5、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

はい、議案第4号について説明いたします。

1番。

申請人。●●町、●●●●。

●●町2筆、835㎡。植林です。

申請人は、用水等が無く耕作不便、また高齢のため農地として管理できないため植林するものです。

申請地は、3方を山林と自己所有地に接しており、山林、農家住宅に囲まれた1~クタールの団地の東端に位置し、農地区分は第2種農地と判断しました。また、農業振興地域の農用地区域からの除外手続き中であり、除外と同時に転用許可される見込みであります。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題はないと考えます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。

27番委員

27番君崎です。

議長

はい。

27番委員

4月15日、5時近くになって、事務局職員1名と地区担当2名で、現地確認したところでございます。先ほど事務局から詳細に説明がありました通り、実際には転作田でありますが、用水路がもう無いということから、山林の植林という内容です。

よろしくお願いします。

議 長

はい、現地確認結果について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第6】

議 長

日程第6、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

はい。それでは、議案第5号について説明させていただきます。

1番。

譲受人。●●市、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。

●●町2筆、604㎡。建売住宅の建築です。売買です。

2番。

譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。

●●町1筆、2,245㎡。自動車修理工場の建築です。売買です。

3番。

譲受人。●●市、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。

●●町1筆、1,980㎡の内、349㎡。仮設の作業場および事務所建築です。一時転用の 使用貸借です。

4番。

譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。

●●町1筆、6,386㎡。岩石採取、使用貸借です。

5番。

譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。

●●町1筆、489㎡。一般個人住宅、集合住宅の建設です。売買です。

6番。

譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。

●●町1筆、1,000㎡。事務所、冷蔵庫等の建設です。売買です。

7番、8番、9番、譲受人。●●●●■区、●●●●

譲渡人。

●●町、●●●●。●●町4筆、1,753㎡。

●●町、●●●●。●●町2筆、329㎡。

●●町、●●●●。●●町5筆、496㎡。

合計の農地面積が、2,578㎡。●●●●の転用です。各々、賃貸借です。

譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。

●●町1筆、340㎡。一般個人住宅の建設です。使用貸借です。

1番につきましては、譲受人は、東日本大震災以降、住宅の需要が見込まれることから、建売住宅を建築しようとするものです。

申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。

申請地内の排水は、雨水と自動車修理で生じる排水は、油水分離槽処理後、市道側溝に放流することとし、周辺への影響はないと考えます。

申請地は、一般住宅が連坦する地域の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題はないと考えます。

3番につきましては、譲受人は、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ を設置するための建設用作業場に使用するため、一時転用するものです。

4番につきましては、譲受人は、自社の土木事業に使用する岩石を採取しようとする ものです。申請地内の排水計画は沈砂池で処理後、市道側溝に放流することになってお ります。

申請地は、周辺は山林に囲まれた沢沿いに、農地・農家住宅が存在する農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題はないと考えます。また、農業振興地域の農用地区域からの除外手続き中であり、除外と同時に転用許可される見込みであります。

6番につきましては、譲受人は、現在使用している事務所を返還しなければならない ため、新たに事務所および冷凍庫等を建築するものです。

申請地の周辺は、市道沿いに農家住宅、一般住宅が連坦していることから、第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題はないと考えます。

7番、8番、9番につきましては、●●市と●●市を結ぶ●●●●の●●●●を建築するものです。

生活雑排水は、浄化槽で処理し、雨水等は側溝で集水し市道側溝へ放流するため、周辺農地への影響は無いものと考えられます。

申請地は、国道が通り市道に沿って農家住宅が連坦している農地であることから、第 2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替 性がないことから、転用に問題はないと考えます。

10番につきましては、譲受人は、住宅が老朽化したため建て替えをしようとするものです。

申請地の周辺は、河川、山林にはさまれた土地に住宅が連坦していることから、第2種農地と判断しました。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透であり、周辺農地への影響は無いものと考えられます。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題はないと考えます。

以上です。

議 長

ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町、●●町、●●町、●●町、●●町、●●町です。●●町からお願いします。

2 9 番委員

はい、29番菊池です。地区担当委員2名と事務局1名、計3名で現地確認を行いました

宅地に囲まれた農地であり、何ら問題ないことを確認してまいりました。

議長

ご苦労様です。続きまして●●町、お願いします。

1 番 委 員

1番阿部です。地元委員2名と事務局職員1名で現地確認調査を行いました。 周辺農地への影響はないものと確認してきました。

議長

●●町、お願いします。

3 0 番委員

30番濱田です。4月15日に、地区農業委員4名、事務局1名とで、現地を確認して参りました。

3番については、一時転用であり特に問題はないと確認しました。4番5番についても、何ら問題はないと確認してきました。

議 長 はい、続いて●●町、お願いします。

14番委員 14番菊池です。担当委員3名と事務局1名、計4名で現地確認調査いたしました。

●●●●に面した場所で、周囲には何ら影響がないことを確認しました。

議 長 ●●町、お願いします。

16番委員 はい、16番佐々木です。地元委員4名と事務局1名の5名で、現地確認調査を行いました。

事務局説明のとおり何ら問題ないことを確認してまいりました。

議 長 続いて●●町、お願いします。

17番委員 はい。17番菊池です。担当農業委員3名、事務局職員1名、計4名で、現地確認して 参りました。

住宅の立替であり宅地に囲まれていることから周囲には何ら影響がないことを確認してまいりました。

議長はい、ご苦労様でした。

現地確認の結果について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問のある方は発言願います。

ございませんか。

発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第7】

議 長 日程第7、議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題とい たします。事務局の説明を求めます。

農地係長 はい。それでは、議案第6号について説明させていただきます。

1番。

願出人。●●町、●●●●。

●町、306m²。

昭和●年に農業用倉庫等を建築し、現在に至っております。

以上です。

議 長 ただいま事務局より説明あった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明 をお願いします。●●町、お願いします。

17番奏員 17番菊池です。現地確認結果について説明いたします。4月15日に私と担当委員2名 と事務局1名で、現地へ参りました。状態については間違いなく宅地であるということ を確認いたしました。

以上です。

議長はい、現地確認の結果について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問のある方は発言願います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第8】

議 長

日程第8、議案第7号、平成24年度遠野市農業委員会業務報告書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農業振興係 長

はい。それでは、平成24年度遠野市農業委員会業務報告書について説明いたします。 (別紙資料説明により、記載省略)

議 長

これより質疑に入ります。

質問のある方は発言願います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおりと決しました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

【その他】

議 長

その他に移ります。委員の皆様からございませんか。 事務局からはありませんか。

農業振興係 長

平成24年度遠野市農業委員互助会収支決算について (別紙決算書のとおり報告)

【閉会】

議 長

以上をもちまして、第49回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

(午後4時40分 閉会)

署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。				
平成25年4月25日 遠 野 市 農 業 委 員 14番				
同 15番				
遠野市農業委員会会長				